

4人の  
議員が登壇

### 一般質問

# 町の考えを問う

9月定例会では4人の議員が登壇しました。ここでは、質問と答弁を要約した内容を登壇順（質問順）にお知らせします。また、それぞれの議員のQRコードより一般質問の録画放送がご覧頂けます。

質問議員	質問事項	ページ
いわたが 岩永 よしひと 義仁	◎小学校の統廃合は ◎養老ペイの現状と今後は	11 
よしだ 吉田 たろう 太郎	◎養老鉄道のこれからは	12 
にしわき やすし 西脇 康	◎東海環状西回りルート開通は	12 
みずたに くみこ 水谷 久美子	◎放課後デイ支援施設の開設を ◎子どもの意思表明権は ◎RSワクチン妊婦接種は	13 

<<注>>○印の内容は編集上掲載しておりません。



いわたが 岩永  
よしひと 義仁 議員



## 小学校の統廃合は

教育長

### 5年後の令和12年度を目指す

「学校のあり方検討委員会」から答申が出た。養老町では小学校2つ、中学校2つの「2小2中」制度へと転換されていく。

**問** 新しく校舎を建設するのか、それとも旧小学校を利用していくのか。また、新小学校の配置場所についてどう考えているか。

**答** 詳細は「小学校再編準備委員会」にて検討されるが新設校では時間がかかりすぎるかと考えている。

**問** 旧校舎の跡地利用をどのように考えているか。

**答** 地域住民との合意形成を図り協議を進めていきたい。

**問** 保護者が最も心配している通学方法について、通学バスの利用が想定されるが見解は。

**答** 児童の負担や通学路の安全確保等の観点からスクールバスの導入を検討する必要があると考える。

**問** 10年後以降には養老町では更に少子化が進み、町内で1つの小中学校を構成する必要に迫られるが現時点での見解は。

**答** 養老町はひとつの理念のもと、義務教育9年間の小中一貫教育を進める必要があると考える。地域住民を含め、熟議できる場づくりを進めていきたい。



養老小学校

## 養老ペイの現状と今後は

### 町長 更に発展させていく

多額の予算で創設された「養老Pay」アプリであるが、プレミアム商品券（電子版）以外での利用が極端に低迷している。

**問** 電子版商品券を除く養老ペイとしての利用は数%と低迷している。アプリの利用に偏りがある点について見解を求める。

**答** 養老ペイを定着させるために、事業者の導入促進や手数料の支払い等で多角的な利用を創出していく。

**問** これまでに約6億円が支出された事業だが利用率の向上策はあるか。

**答** 関係機関と連携し費用対効果を検証しつつ発展させていく。

**問** まるで養老ペイを存続させるために電子版商品券を発行しているように見える。紙版に戻せば多額の予算を削減できるが見解は。

**答** 電子版商品券以外にも複数の利用機会を用意している。プレミアム商品券を紙版に戻す考えはない。予算については国の交付金等を活用し負担を軽減している。

**問** 町長個人としての考えは。

**答** 個人的には紙版がいいなと思うが、手間や国がデジタル化を推進していることから、もっともであると考え



利用が低迷している  
養老Pay

### 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となりうる地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するとともに、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、いわゆる「袴田事件」で再審無罪判決が確定し、さらに「福井女子中学生殺害事件」で再審無罪判決が言い渡された事実があり、これらは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

提出先  
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官